

なお、議案第55号、議案第60号、議案第61号にそれぞれ反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、人事案件3件、議会案2件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定の後それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○町田義昭議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

## 日程第1 認第1号 平成21年度 長井市歳入歳出決算認定について外 17件

○町田義昭議長 それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1、認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第18、議案第68号 平成22年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの18件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会審査報告

○町田義昭議長 初めに、決算特別委員会の審査

の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫決算特別委員長登壇)

○高橋孝夫決算特別委員長 9月定例会において決算特別委員会に付託になりました認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定について及び認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月1日の本会議終了後に正副委員長を選出し、9月14日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計決算の概要について会計管理者を始め担当課長から説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定につきましては、全員一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定につきましては、全員一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、決算特別委員会審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定について及び日程第2、認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、認第1号 平成21年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成21年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 平成22年第4回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第55号 普通財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済の振興に資する長井商工会議所の健全な経営を図ることを目的とし、長井商工会議所が保有する土地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、財政課長からは、市の公共用地の取得に関して円滑に進めることを目的とする公共用地取得基準(案)について、商工観光課長からは、今後15年間の会館運営特別会計シミュレーションの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、公共用地取得基準では「取得価格は不動産鑑定士の鑑定評価額を基準とする」とあるが、今回は順序が逆でこの条文にそぐわない。取得価格は2億7,800万円と決めており、不動産鑑定士の結果は必要なく、何のために50万円も支出するのかとの質疑がなされ、財政課長からは、不動産鑑定については委員の言うとおりで予算計上の当初は想定していなかったが、いろいろな助言から載せたもので、私もこの費用は使いたくないと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市民から「不動産鑑定に何で50万円も使ったのか」と言われたら説明できない。助言とは、だれからどのような助言かとの質疑がなされ、財政課長からは、平成13年当時に商工会議所が買い取った額に立ち返り、市が買い戻せばいいと考えていたが、内部で検討した結果、一般的に土地の売買は路線価格と不動産の評価額に基づいて売買するというものであり、不動産鑑定士と接触を図り、50万円の予算の範囲で鑑定していただけるという内諾を得て念のため計上したものだとの答弁を受けた